

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

中国（山口）厚生年金 事案 3192

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社に昭和49年1月31日まで船員として在籍していたが、船員保険の記録では、同日が被保険者資格の喪失日となっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事務担当者及び申立期間当時に勤務していたことが確認できる複数の同僚は、「申立期間当時、船員は、雇入期間のほか、有給休暇期間、待機期間も含めて、会社に在籍中は船員保険に加入していた。また、退職時に、次の就職先が決まっている場合は、次の会社に入社するまで引き続き船員保険に加入させていた。」と回答しているところ、申立人の退職直後の船舶会社における船員保険の資格取得日が昭和49年2月1日であることから判断すると、申立人は、同年1月31日までA社に船員として在籍していたと認められる。

また、上記事務担当者は、昭和49年1月31日まで在籍していたとすれば、通常、当該期間のみ船員保険料を控除しなかったとは考え難い旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が船員保険の資格喪失日を昭和49年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年1月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は18万3,000円、申立期間②は27万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年7月13日
② 平成20年1月15日

私は、年金事務所からA社に勤務していた期間に年金記録に反映されていない賞与支払があった可能性がある旨の連絡をもらったが、申立期間①及び②に係る賞与の支払明細書を所持しているので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間①及び②に係る賞与の支払明細書から、申立人は、当該期間においてA社から賞与を支給され、申立期間①は18万3,000円、申立期間②は27万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3194

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に異動したが、異動した時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の社会保険事務担当者及びB社の承継会社であるC社は、B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かったと回答している上、申立人から提出された給与明細票により、申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できることから判断すると、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細票における厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、承継会社は資格喪失日を誤って平成10年5月31日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会

保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3195

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成16年2月から同年4月までの期間及び19年10月から同年12月までの期間は22万円、20年1月から同年8月までの期間及び21年9月から同年12月までの期間は20万円、22年4月は18万円、同年6月及び同年8月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月21日から23年1月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給料支払明細書の金額と異なっており、給与から控除された保険料に見合う標準報酬月額となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成16年2月から同年4月までの期間、19年10月から同年12月までの期間、20年1月から同年8月までの期間、21年9月から同年12月までの期間、22年4月、同年6月及び同年8月の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書及び源泉徴収票並びにA社から提出された賃金台帳等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、16年2月から同年4月までの

期間及び19年10月から同年12月までの期間は22万円、20年1月から同年8月までの期間及び21年9月から同年12月までの期間は20万円、22年4月は18万円、同年6月及び同年8月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、上記給料支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、上記給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、平成19年1月から同年9月までの期間、20年9月から21年8月までの期間、22年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年7月及び同年9月から同年12月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書及び源泉徴収票並びに賃金台帳等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうち低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成15年8月から16年1月までの期間及び同年5月から18年12月までの期間については、給料支払明細書及び源泉徴収票並びに賃金台帳等の資料が無く、報酬額及び保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成15年8月から16年1月までの期間、同年5月から19年9月までの期間、20年9月から21年8月までの期間、22年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年7月及び同年9月から同年12月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3196

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成23年9月は16万円、同年10月及び同年11月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年1月1日から24年7月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給料支払明細書の金額と異なっており、給与から控除された保険料に見合う標準報酬月額となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成23年1月1日から24年7月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成23年1月1日から24年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年5月1日から同年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立期間のうち、平成23年1月1日から24年5月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成23年9月から同年11月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書及びA社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、同年9月は16万円、同年10月及び同年11月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、上記給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していない上、申立期間以外の給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額も長期にわたり一致していないことから、事業主は、上記給料支払明細書等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成23年1月から同年8月までの期間及び同年12月から24年4月までの期間については、給料支払明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうち低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

3 申立期間のうち、平成24年5月1日から同年7月1日までの期間について、申立人から提出された給料支払明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる23年9月から24年5月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

中国（山口）厚生年金 事案 3197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は150万円、同年12月12日は84万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月12日

申立期間①及び②に支給された賞与において、厚生年金保険料が控除されていたが、年金事務所の記録には当該賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A社B本社の事務担当だった旨回答している者から提出された「2003夏支給控除」（平成15年夏季分）及び供述並びに同僚が保有する申立期間①に係る賞与明細書から判断すると、申立人は申立期間①において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003夏支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」（平成15年冬季分）及び複数の同僚が保有する申立期間②に係る賞与明細書から判断すると、申立人に対する平成15年冬季賞与は84万2,800円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、複数の同僚の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から、当該冬季賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることが確認できることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、当時の事業主は、「平成16年8月*日に強制破産され、社会保険に係る関連資料は破産管財人が管理した。」と供述しているところ、複数の同僚が保有する申立期間②に係る賞与明細書の差引支給額は、破産管財人から提出された「更正配当表(労働債権)」により確認できる配当額と一致していることが確認できる上、申立人から提出された「配当通知書」の金額も当該「更正配当表(労働債権)」により確認できる配当額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」により確認できる厚生年金保険料控除額から、84万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3198

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月15日から同年4月1日まで
申立期間は、B社がA社に吸収合併された時期に当たり、当該合併の前後で業務内容に変化は無く、継続して勤務していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の業務等に関する具体的な主張及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と一緒に異動したとする元同僚の雇用保険の加入記録及び昭和41年3月15日にB社が厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから判断して、同年3月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3199

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月15日から同年4月1日まで
申立期間は、B社がA社に吸収合併された時期に当たり、当該合併の前後で業務内容に変化は無く、継続して勤務していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の業務等に関する具体的な主張及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が一緒に異動したとする元同僚の雇用保険の加入記録及び昭和41年3月15日にB社が厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから判断して、同年3月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（山口）厚生年金 事案 3200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月31日

申立期間に支給された賞与において、厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「17.8」と表記された2枚の給与支給明細書について、その内容が異なることから、検証したところ、平成17年1月から同年12月までの期間の給与支給明細書及び同年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、総支給額が16万円と記載されたものは同年8月に支給された賞与に係る給与支給明細書であると推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の給与支給明細書から確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の当該賞与に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3201

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和58年11月3日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月30日から同年11月3日まで

私は、昭和56年7月から58年11月2日までA社のB事業所にC職として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の加入記録が無いので、厚生年金保険の加入期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和58年4月30日（以下「全喪日」という。）の後の同年11月8日付けで、遡及して資格喪失処理が行われている上、申立人と同様に全喪日に遡って資格喪失の処理をされている者が40人いること、及び同社が適用事業所でなくなったことを理由にしたと考えられる「全喪のため」と記載されて、被保険者資格取得の取消しの処理をされている者が20人いることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録により、申立期間にA社に勤務していたことが確認でき、同社における勤務場所は申立人と異なるが、同じ職種であったとする従業員が保有する給与支給明細書では、当該期間に厚生年金保険料の控除が確認できる。

また、A社に係る申立期間当時の商業登記簿謄本は確認できないものの、同

社の従業員の雇用保険の被保険者記録により、全喪日以降も5人以上の従業員が在籍していたことが確認できることから、同社は、申立期間当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)が、申立人について、全喪日に資格を喪失した旨の遡及処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である昭和58年11月3日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年3月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

中国（広島）厚生年金 事案 3202

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和60年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月25日から同年4月10日まで

私は、昭和58年4月にD社（現在は、B社）に採用され、グループ会社との転勤を繰り返しながら63年6月まで勤務した。

しかし、グループ会社であるA社E支店から同社F支店に転勤した時期の厚生年金保険の加入記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の回答及び申立人と同様に申立期間に厚生年金保険の加入記録が無い同僚から提出された当該期間の賃金計算書から判断すると、申立人は、申立期間においてA社E支店に継続して勤務し（A社E支店（適用事業所名は、A社C支店）から同社F支店（適用事業所名は、G社）に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の賃金計算書における厚生年金保険料控除額及び勤務地手当の支給額並びに申立人に係る戸籍の除附票から判断すると、昭和60年4月10日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和60年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、厚

生年金保険の記録における資格喪失日が、A社C支店が加入していた厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員番号払出簿に記録されている資格喪失日と一致しており、社会保険事務所及び厚生年金基金がいずれも誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）国民年金 事案 1539

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から57年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から57年10月まで

私は、母と一緒にA市役所に赴き、転入の手続を行った際、窓口の職員から「国民年金には20歳から加入の上、国民年金保険料の納付義務がある。」と説明を受け、20歳到達時の昭和54年*月まで遡って国民年金に加入し、それまでの国民年金保険料として8万円ぐらいを母が当該窓口で一括して納付してくれたのに、申立期間が未加入期間となっているので、当該期間の加入及び保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の番号の任意加入被保険者の国民年金被保険者資格取得日から、昭和58年11月頃にA市において払い出されたものと推認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われたと考えられ、申立人が元夫と離婚し、国民年金の強制加入被保険者となった57年11月に遡って被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄は昭和57年11月2日と記載されている上、A市が管理する申立人の国民年金被保険者名簿及び同市が提出した国民年金保険料に係る昭和58年度検認報告書には、いずれも被保険者資格の取得日が昭和57年11月2日と記録されており、これらの資格記録はオンライン記録と一致していることから判断すると、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、前述の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和56年9月以前の国民年金保険料は、既に保険料の納付に係る2年の時効が経過している

上、改製原戸籍によると、申立人は、55年11月から57年10月まで元夫と婚姻しており、元夫は当該婚姻期間において厚生年金保険に加入していることから、婚姻期間における申立人の国民年金は任意加入対象期間となり、前述の資格取得日より前に遡って加入することはできず、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金に加入した際、それまでの国民年金保険料として8万円ぐらいを申立人の母親が一括して納付したとしているところ、オンライン記録及び前述の検認報告書から推認できる、加入手続時点である昭和58年11月において遡って納付が可能な57年11月から58年3月までの過年度保険料及び同年4月から同年12月までの現年度保険料の合計額7万8,570円と類似する額であることから、申立人の記憶は、当該期間の保険料納付と混同している可能性がうかがえる上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親について、申立人は、「母は高齢で、申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況について、覚えていないと言っている。」旨を主張している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3190（山口厚生年金事案 520、820、1140、中国（山口）厚生年金事案 2882 及び 2970 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで
② 昭和 40 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで A に勤務していた。

ところが、私の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 37 年 6 月 1 日とされていることから、申立期間①について記録の訂正を求めて、これまで 4 回の申立てを行ったが認めてもらえなかった。

また、申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、申立期間③について厚生年金保険の加入記録が無いので、記録の訂正を求めたが、認めてもらえなかった。

申立期間①、②及び③について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについて、A が保管する申立人に係る履歴書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において A に勤務していたことは認められるものの、i) 申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、A が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において昭和 37 年 6 月 1 日と記載されており、当該記録は、オンライン記録及び申立人の雇用保険の被保険者資格の取得日と一致していること、ii) 同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる供述が得られないことなどから、既に年金記録確認山口地方第三者委員会（当時。以下「山口委員会」という。）の決定に基づき、平成 21 年 11 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2回目の申立てについて、申立人は、勉強会で一緒になった同級生の名前を挙げて申立てを行ったが、i) これらの同級生はいずれも申立人とは別の事業所で勤務した者であり、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除に関する供述が得られないこと、ii) 申立期間当時、Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から聴取しても、申立人の申立期間に係る保険料控除がうかがえる供述は得られないことなどから、既に山口委員会の決定に基づき、平成22年7月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3回目の申立てについて、申立人は、照会に対する回答を詳しく行っていなかったと言う同僚の名前を挙げて申立てを行ったが、i) 当該同僚は、「申立人が勤務したことは覚えているが、保険料徴収等の事務を担当していたか否かは分からない。当時のことは記憶が薄れて、よく覚えていない。」と回答していること、ii) 申立人は、「私が集金事務を担当していたとき、厚生年金保険料も集金していた。」と主張していることから、複数の同僚に対して照会したが、いずれの同僚からも、申立人が申立期間の厚生年金保険料を集金していたことをうかがえる供述は得られないこと、iii) 申立人は、「申立期間も勤務していたので、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。」との主張を繰り返すのみであり、その事実を裏付ける新たな資料の提出は無く、申立人が当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる周辺事情は見当たらないことなどから、既に山口委員会の決定に基づき、平成24年3月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

4回目の申立てについて、申立人は、同僚二人の名前を挙げて再調査してほしいと申立てを行ったが、i) 申立人から新たな資料の提出が無いこと、ii) 当該同僚のうち一人からは、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことがうかがえる供述は得られないこと、iii) もう一人の同僚については、申立人は姓のみしか記憶していないため、特定することができず、照会することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成25年12月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人から新たな資料の提出は無いものの、退職金の支給を受けた記憶があるとしていることから、改めて、Aに確認したところ、Aから提出された「退職手当共済契約申込書」は昭和36年9月25日付けで提出され、同申込書に添付された「職員名簿」に、申立人がAにおいて勤務する被共済職員として記載されていることが確認できるものの、同資料からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができず、このほか、山口委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②に係る申立てについて、Aから提出された申立人に係る「退職手当金請求書」及び「被共済職員退職届」には、申立人が昭和40年10月10日に退職と記載されていることから、申立人は、申立期間当時、Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、申立人の厚生年金保険の加入手続及び保険料の控除について、「昭和37年6月1日を資格取得日とする健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書と40年8月1日を資格喪失日とする同資格喪失確認通知書以外に確認できる資料は無い。」と回答している。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録において、申立人は、昭和40年7月31日に離職をしており、厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

さらに、事業主が保管する、申立期間当時の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の記載内容は、Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③に係る申立てについて、申立人の雇用保険の被保険者記録から、昭和41年1月8日から同年3月25日までの期間については、申立人がAに勤務していたことが推認できるものの、i) 事業主は、申立人の厚生年金保険の加入手続及び保険料の控除について、「37年6月1日を資格取得日とする健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書と40年8月1日を資格喪失日とする同資格喪失確認通知書があるのみで、それ以外については不明である。」と回答していること、ii) 同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について具体的な供述を得ることはできないこと、iii) 事業主が保管する、申立期間当時の同標準報酬決定通知書の記載内容は、Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることなどから既に当委員会の決定に基づき、平成25年8月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、前回の審議結果に納得できないとしているものの、新たな資料の提出は無く、申立人の主張は、年金記録の訂正につながる新たな事情とは認められず、このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3191

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月 24 日から 26 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 12 年 1 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、17 年 3 月に軍に入営、21 年 6 月に復職して同社で C 業務に従事したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が、第 3 種被保険者ではなく第 1 種被保険者と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する B 社の人事記録(写し)等から判断すると、申立期間当時、申立人が C 業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、B 社では、上記の人事記録(写し)以外の資料は保管しておらず、申立期間当時の状況は不明であると回答しており、申立人の第 3 種被保険者としての厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者台帳により、昭和 19 年 10 月 1 日に第 1 種被保険者として厚生年金保険に加入し、上記台帳の備考欄の「26. 9. 1 種別変更」の記載から、26 年 9 月 1 日に第 1 種被保険者から第 3 種被保険者へ種別変更されていることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間当時に同僚であったと記憶する 5 人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳を見ると、そのうち 4 人が申立人と同様に、昭和 26 年 9 月 1 日に第 1 種被保険者から第 3 種被保険者へ種別変更されていることが確認できる。

このほか、第 3 種被保険者として厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第 3 種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3203

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで A 社に在籍し、同社が運営する B 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚及びその他の同僚の供述から、申立人が申立期間に B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 事業所の運営を承継している C 社は、「申立期間当時を確認できる資料が無いため、資格取得の届出、保険料控除及び保険料納付等については不明である上、申立人の申立期間当時の勤務形態についても分からない。」と回答している。

また、申立人から「1965-66 年度卒業生」と表記された集合写真及び裏面に「1965（昭和 40）年 3 月 20 日」と記載され、B 事業所の敷地内で職員を撮影したとする集合写真が提出されており、申立人及び当該集合写真と同じものを所持する同僚 2 人の供述から、申立人が記憶する同僚を含む 16 人の氏名が特定できるところ、i) これらのうち A 社で厚生年金保険の加入記録が確認できる 11 人のうち、所在が確認できる 7 人を含む申立期間に同社における加入記録がある計 22 人に照会し、そのうち 3 人が申立人と同職種であったとしており、当該 3 人のうち 1 人は、昭和 37 年 9 月に一旦退職し、申立人が赴任した時期と同じ 39 年 4 月に再度勤務したものの、同年 4 月に被保険者資格を再取得した記録は確認できないこと、ii) 申立人と職種は異なるものの、同年 4 月に申立人と一緒に同事業所に赴任したとする同僚は、赴任したとする時期から約 7 か月後の同年 11 月に同社にて被保険者資格を取得していること、iii) 前

述の 16 人のうち、同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない 5 人は所在が不明であるが、前述の同じ集合写真を所持する 2 人の供述から、当該 5 人は、申立人と同職種であったとしていることから判断すると、申立期間当時、同社では、必ずしも同事業所で勤務する職員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において、申立人の名前は見当たらない上、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3204

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成22年10月1日から24年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成24年1月1日から同年6月30日までの期間について、厚生年金保険被保険者として記録の訂正を行う必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年10月1日から24年6月30日まで

私は、昭和63年7月からA社に勤務し、正社員としてB業務に従事しており、厚生年金保険には、平成20年1月から同社で再加入していたが、22年9月に自宅待機を命ぜられた。

その後、A社から解雇予告等は無かったところ、平成24年6月に年金事務所からの連絡により、同社における厚生年金保険の被保険者資格が22年10月1日に遡って喪失となっていることが判明し、同社の遡った退職の取扱いに伴い申立期間の加入記録が無くなったことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成22年10月1日から24年6月30日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成22年10月1日から24年1月1日までの期間につ

いては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年1月1日から同年6月30日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間のうち、平成22年10月1日から24年1月1日までの期間について、A社の代表取締役は、「当社は、法人としての事業を平成22年10月1日以降は休業しており、申立人を含む職員に対して休業後の給与は支払っていない上、社会保険料の控除も行っていない。」と回答している上、申立人から提出された同社から給与が振り込まれていた預金取引明細表及び平成23年度から25年度までの住民税賦課資料から、申立期間に係る給与の支払が無いことが推認でき、当該期間に係る厚生年金保険料の控除もうかがえない。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、A社における離職日は平成22年9月30日となっており、オンライン記録の資格喪失日と符合する上、申立人が名前を挙げた同僚二人も雇用保険の離職日及び厚生年金保険の資格喪失日は申立人と同様の記録となっていることが確認できる。

さらに、上記同僚に照会しても回答が得られず、A社の事業状況及び申立人の勤務実態等について供述を得ることができない。

このほか、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、平成24年1月1日から同年6月30日までの期間について、上記のとおり、A社の代表取締役は、法人としての事業を22年10月1日以降は休業しており、申立人を含む職員に対して休業後の給与は支払っていない旨回答している上、同社が年金事務所に厚生年金保険の適用事業所でなくなった届出の際に提出している資料からも、当該期間における同社の事業実態並びに申立人の勤務及び同社との雇用関係について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間について、厚生年金保険被保険者として記録の訂正を行う必要は認められない。

なお、申立人は、「平成22年9月にA社から自宅待機を命ぜられた後も、同社との雇用関係が継続していると認識の基に病氣療養していたが、同社より何の連絡も無いまま、24年6月に22年10月1日に遡って厚生年金保険

の被保険者資格を喪失されたことに納得できない。」と主張しているところ、オンライン記録から、申立人の資格喪失日及びA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は平成22年10月1日と記録され、当該手続に係る年金事務所の事務処理は、24年6月22日に行われていることが確認でき、手続時に届け出られた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届、同適用事業所全喪届及び当該届書に添付された関連資料からは、届出が遅延したことに伴い処理が遡及しているものの、これら一連の事務処理に不自然さはいかたがえはない。